

事務連絡
令和5年5月10日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

「新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策を踏まえた行政手続における押印の取扱いについて（周知）」の廃止について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、以下及び別添のとおり畜水産安全管理課長からの事務連絡がありましたので、お知らせします。

標記につきまして、令和2年の5月に新型コロナ関連で押印の取扱の事務連絡を発出しており、薬機法についても、「当面の間、許認可の申請や届出等の諸手続の代表者等の押印がない場合も受け付けて差し支えないこととする」としていたところです。

その後、令和2年の12月に押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第83号）が公布・施行されたため、様式上も押印が廃止されました。

この際には、当該事務連絡は廃止しておりませんでした。

今般、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が廃止されたことを受け、別添のとおり、当該事務連絡を廃止することといたしましたので、お知らせいたします。

（省令及び通知の改正で押印廃止の措置済みであるため、廃止による影響は特段ございません。）

事務連絡
令和5年5月8日

畜水産業関係団体 御中

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

「新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策を踏まえた行政手続における押印の取扱いについて（周知）」の廃止について

以下に掲げる法令に基づく行政手続（法令に定める許認可の申請や届出等の諸手続に係る押印）については、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策を踏まえた行政手続における押印の取扱いについて（周知）（令和2年5月21日付け畜水産安全管理課事務連絡）」（以下「本事務連絡」という。）において、「当面の間、許認可の申請や届出等の諸手続の代表者等の押印がない場合も受け付けて差し支えないこととする。」としていたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」が廃止されたことを受け、本事務連絡についても、令和5年5月8日をもって廃止したことをお知らせします。

なお、「押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第83号）」により、本行政手続においては押印を求めないこととなっているので、了知の上、適切な対応をお願いします。

- (1) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- (2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
- (4) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

令和 5 年 4 月 27 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和 5 年 5 月 7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の 5 類感染症に位置付けられることとなった。

このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、令和 5 年 5 月 8 日に廃止する。

事務連絡
令和2年5月21日

畜水産業関係団体 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策を踏まえた行政手続における押印の取扱いについて（周知）

政府で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け、5月14日変更）において、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に関して、テレワーク等の人との接触を低減する取組を進めることとされています。このため、企業の休業・テレワーク等の対応に伴い、当課関係法令に係る行政手続の際、代表者等の押印が困難となる場合が想定されます。

今般、新型コロナウイルス感染症への対応における、法令に定める許認可の申請や各種届出等の諸手続に係る押印等の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。なお、以下の取扱いについては、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることの重要性に鑑みた臨時的・特例的なものであることに御留意いただくようお願い申し上げます。

また、本件については、動物検疫所、動物医薬品検査所、各地方農政局等及び各都道府県に対して、別添のとおり事務連絡を送付しておりますので、御了知いただくようお願い申し上げます。

記

以下に掲げる法令に基づく行政手続については、当面の間、許認可の申請や届出等の諸手続の代表者等の押印がない場合も受け付けて差し支えないこととする。

この際、押印が無い理由を様式備考欄への記載又は理由書の提出等によって求めるとともに、平常の社会活動に戻った場合には、代表者等の印が押印された申請書や届出等への差替えを求める等、必要な対応を行うこととする。

- (1) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

- (2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- (4) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）